

共通仕様書

1 物品名及び規格

仕様書のとおり

2 基本要件

- (1) 数量及び仕様の変更は認めない。なお、所定の手続きにより数量及び仕様の変更が認められた場合はこの限りではない。
- (2) 売買契約後、納品までの間にメーカー開発等による性能向上・機能付加のある機種が発売された場合は、設置条件等に変更が生じない限り速やかにその情報を病院へ提供し協議に応じること。
- (3) 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上、最新の仕様にて引き渡すこと。
- (4) 納入期限を厳守して、病院担当者と協議の上、納入日を決定すること。
- (5) 機器搬入にあたっては、必要に応じてその搬入経路の壁・床等必要な個所の養生等を施すこと。また、別途指示のあった場合はその指示に従うこと。
- (6) 搬入据付に際し、建物等に損害を与えた場合、あるいは汚した場合は速やかに病院担当者に報告し自己の責任において原状復帰、清掃を行いその承認を得ること。
- (7) 病院情報システムとの接続が必要な機器については、病院情報システム担当者及び病院情報システム保守管理業務受託者と詳細な打ち合わせを行うこと。
- (8) 提出書類として、メーカー保証書、日本語の取扱説明書、メーカー検査証及び医療機器添付文書を提出すること。なお、入手困難である場合は、事前に病院担当者に報告し承諾を得ること。
- (9) 機器納入時には、病院担当者による検収を受けること。
- (10) 搬入・据え付け・配線に係る付帯工事、調整・整備、既存装置の撤去・廃棄、所轄官庁への申請業務及び使用訓練指導が必要な機器については、その費用を含むこと。なお、搬入・据付に必要とする病院内での一般光熱水費は原則として病院側が負担するが、溶接ガス等特殊なものは落札者負担とする。
- (11) 病院関係者への取扱説明の日程は、病院担当者の指示に従い、誠意を持って対応すること。
- (12) 機器納入後、病院関係者に対して使用説明及び訓練を実施し、機器使用開始時にはその技術を習得できるよう十分な指導をすること。
- (13) 納入後においても一定期間は機器稼働時に技術者を派遣立会いさせ、機器の稼働性能を確認するとともに、病院関係者の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は状況により、病院関係者と協議すること。
- (14) 主要機器の無償保証期間は、特に記載のない限り、機器引渡し後1年間とし、期間中に生じたトラブルは十分把握し期間終了前に完全な機能の状態とすること。なお、期間中の故障状況はその都度報告承認を受けること。
- (15) その他、仕様書に記載のない事項については、病院担当者との協議の上、誠意を持って対応すること。